

ARIBの動き

CEATEC JAPAN 2009に出展

10月6日(火)から10日(土)まで、CEATEC JAPAN 2009が幕張メッセで開催され、当会もブースを設けて広報普及活動を行いました。

このイベントは、最先端IT・エレクトロニクス総合展として注目度が高く、本年は全体で約15万人の来場者と590社・団体／出展小間数2,123小間の規模となりました。

会期中は、ARIBブースに多数のご来場を頂きありがとうございました。

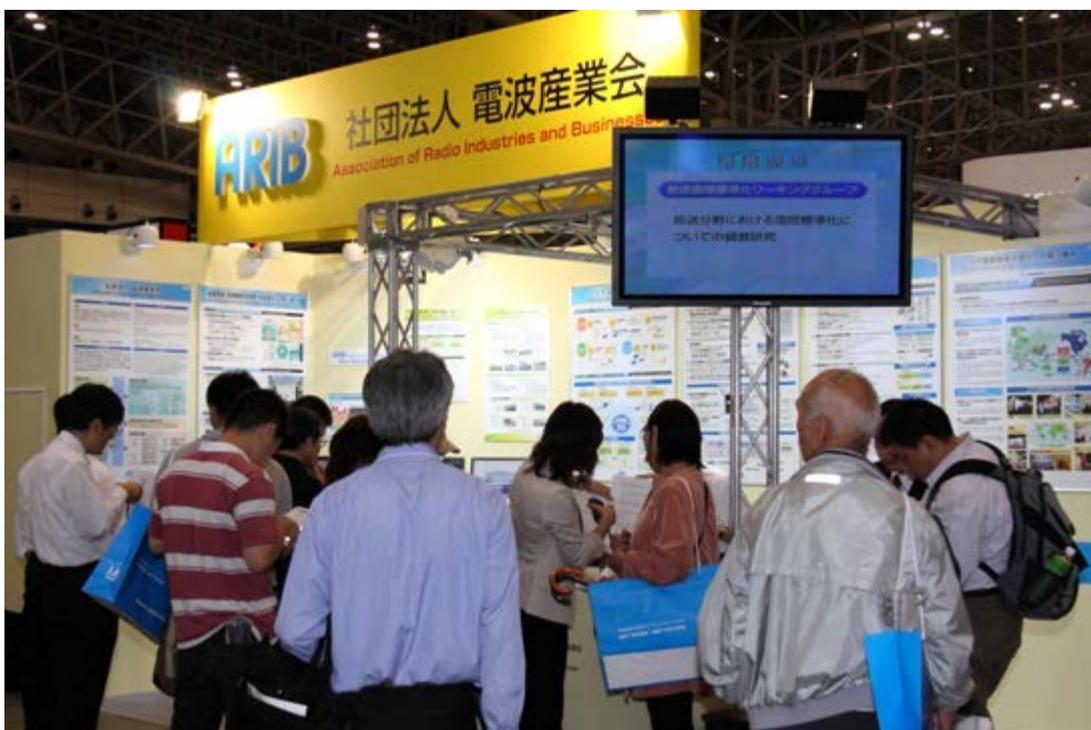
当会のブースでは、以下の展示活動を行いました。

- (1) 50インチディスプレイを使用した、映像と音によるARIBの活動紹介
- (2) 21インチディスプレイを使用した、ARIB Webサイトの紹介
- (3) I T S 実証実験で使用した無線機器の展示及び実験時の映像放映
- (4) パネルを使用した通信・放送の幅広い研究成果等の紹介
- (5) CD-ROMに記録したARIB事業関連資料等の配布及び関連資料の閲覧
- (6) アンケート調査

3日目の8日(木)の台風接近の折には、開場時間の変更などご迷惑をおかけしましたことを、お詫び申し上げます。

また、アンケート調査には多数の方から回答をいただき、ありがとうございました。

アンケートの集計結果は、後日、ARIB機関誌No.67(平成22年1月発行)に掲載する予定です。



ARIBブースとアンケート調査の様子

第155回業務委員会を開催

第155業務委員会を開催しましたので、その概要をお知らせします。

1 日時 平成21年10月14日(水)午後2時00分～3時10分まで

2 場所 当会第2会議室

3 議事概要

- (1) 2009年ARIB/DVB会合の概要について報告がありました。
- (2) ISDB-T国際フォーラム等の概要について報告がありました。
- (3) ベネズエラ・ボリバル共和国における地上デジタルテレビ放送日本方式の実施に関する覚書の署名について説明がありました。
- (4) 第7回AWF会合の概要について報告がありました。
- (5) 地上デジタル放送における「緊急地震速報」の速やかな伝送に向けた技術的検討結果について説明がありました。

電気通信・放送行政の動き

UWB無線システム委員会 報告(案)に対する意見の募集
(準ミリ波帯を用いたUWBレーダシステムの技術的条件について)

【平成21年10月9日の総務省報道発表から】

情報通信審議会 情報通信技術分科会 UWB無線システム委員会（主査：安藤 真 東京工業大学 理工学研究科教授）は、平成18年12月からUWBレーダシステムの技術的条件について審議を行ってまいりました。このたび、報告（案）（本文は別添¹、参考資料は別添²のとおり）を取りまとめました。

つきましては、本報告（案）について、平成21年10月9日（金）から同年11月8日（日）までの間、以下の要領で意見を募集いたします。

1 意見募集の対象

情報通信審議会 情報通信技術分科会 UWB無線システム委員会 報告（案）

2 意見

情報通信審議会情報通信技術分科会UWB無線システム委員会は、平成18年12月から、UWBレーダシステムの技術的条件について審議を行っており、これまでの審議結果について取りまとめたものです。

なお、「UWB無線システム委員会 報告（案）」は、総務省ホームページの「報道発表」欄及び電子政府の総合窓口の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡窓口（UWB無線システム委員会事務局）において閲覧に供することとします。

総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>)

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp>)

3 意見募集の要領

別紙 (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/19926.html#bs) のとおり

4 募集期限

平成21年11月8日（日）午後5時（必着）

5 意見提出上の留意点

提出いただいた意見書については、意見、提出者の氏名（法人等にあつてはその名称）、その他の属性に関する情報については、後日公表する場合があります。

またいただいた意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

6 今後の予定

意見募集の結果を踏まえ、報告を取りまとめる予定です。

詳細は、(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/19926.html) をご参照下さい。

電波法関係告示等の改正案等に関する意見募集の結果
-船舶が任意に設置する安価な国際VHF機器の導入に伴う関係規定の整備-

【平成21年10月1日の総務省報道発表から】

総務省は、船舶が任意に設置する安価な国際VHF機器の導入に伴う電波法関係告示等の改正案等について、平成21年6月30日から同年7月30日までの間、意見募集を行ったところ、意見の提出はございませんでした。

総務省は、意見募集の結果を踏まえ、電波法関係告示等の改正等を行います。

1 改正の背景等

現在、船舶に搭載された無線通信システムは、船舶の規模・用途ごとに使用される無線機器が異なるため、洋上で異なった規模・用途の船舶が出会った場合、危険回避行動等の連絡を相互に取り合うことが困難な状況となっています。

このような中、平成20年2月の護衛艦「あたご」と漁船「清徳丸」の衝突事故で、船舶間で共通に利用できる無線通信システムが無いことが海難防止の妨げの一つとして指摘され、総務省としては、船舶間で共通に使用することができる通信システム（以下「船舶共通通信システム」といいます。）を早急に普及させることを目的として、平成20年4月に「海上における船舶のための共通通信システムの在り方及び普及促進に関する検討会」（座長・三木哲也 電気通信大学理事）を設置し、船舶共通通信システムとして、国際VHF機器(注)を基本とすること、北米等で普及している安価な国際VHF機器を我が国でも導入することができるよう関係規定の見直しが必要であること等を内容とした報告書が平成21年1月に取りまとめられました。

今般、総務省では、この報告書の提言を踏まえ、小型船舶が任意に設置する安価な国際VHF機器の早期導入を実現するため、関係規定を整備するものです。

2 改正等の概要

- (1) 特定船舶局の無線設備として、国際VHF機器及びデジタル選択呼出装置等を追加すること。
- (2) スポーツ及びレジャー用の船舶局に係る自動識別装置の装置義務を無くすこと。
- (3) 任意に設置する国際VHF機器に係るデジタル選択呼出装置の技術的条件を定めること。
- (4) スポーツ及びレジャー用限定の船間波をすべての船舶のためのものとする。
- (5) その他所要の規定を整備すること。

3 関係する告示等

- (1) 小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件
- (2) 昭和35年郵政省告示第1017号（時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件）
- (3) 平成16年総務省告示第859号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件
- (4) 昭和60年郵政省告示第753号（船位通報に関する通信を取り扱う海岸局の運用に関する事項を定める件）
- (5) 昭和59年郵政省告示第964号（海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件）
- (6) 平成4年郵政省告示第355号（自動識別装置を装置しなければならない海上移動業務の無線局及びその自動識別装置の技術的条件を定める件）
- (7) 平成2年郵政省告示第567号（船舶局及び海岸局のデジタル選択呼出装置の技術的条件を定める件）
- (8) 平成17年総務省告示第1233号（デジタル選択呼出装置等による通信を行う船舶局の無線設備の技術的条件を定める件）
- (9) 平成9年郵政省告示第666号（認定点検事業者が行う点検の実施方法等を定める件）
- (10) 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令

4 今後の予定

総務省では、平成21年10月2日付で関係する省令及び告示の公布を行います。

詳細は、(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban15_000022.html) をご参照下さい。

編集後記

台風の影響は、如何でしたでしょうか？
なんとか無事にCEATECも終わり、いよいよ年鑑の最終仕上げの時期です。11月末までは、忙しい日々が続きます。

続きといえば、今回も引き続き桜田門関連の話題です。交差点には、国の重要文化財に指定された赤レンガの法務省旧本館があります（写真）。



最高裁判所の赤レンガ建築が壊された現在、明治の東京改造計画で建築されたなかで、残った唯一の建物だそうです。1895（明治28）年竣工、1991（平成3）年から3年で当時の姿に復元されたものです。

話は変わりますが、この地は、大河ドラマで話題の米沢藩上杉家江戸藩邸のあった場所でもあります。西軍の上杉景勝は、関ヶ原の戦いで、徳川家康によって120万石から30万石に移封され、1603（慶長8年）この地に江戸屋敷を構え、幕末まで重要な役割を果たしたということです。因みに東軍の加藤清正（豊臣恩顧の大名だったが）の屋敷は、2代忠広のときの改易時、桜田門外の変で殺害された近江彦根藩井伊家の藩邸になっています。

（敬天愛人）

[ページの先頭に戻る](#) ▲